

老人福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の施行に関し、法、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号。以下「施行令」という。）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、施行令及び規則で使用する用語の例による。

(備付書類)

第3条 福祉部長（以下「部長」という。）は、法第10条の4第1項又は第11条第1項の規定により措置した者（以下「被措置者」という。）につき措置台帳（別記様式第1号）を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

2 部長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

(1) ケース番号登載簿（別記様式第2号）

(2) 養護受託申出書受理簿兼登録簿（別記様式第3号）

(3) 養護受託者台帳（別記様式第4号）

(決定通知書)

第4条 部長は、法第10条の4第1項又は第11条第1項の措置（以下「入所措置等」という。）につき、次の各号に掲げる事項を決定したときは、当該各号に定める書面により、被措置者に対し通知しなければならない。

- (1) 入所措置等の開始 措置開始通知書（別記様式第5号）
- (2) 入所措置等の変更（法第10条の4第1項の規定により便宜の供与等を委託する老人居宅生活支援事業者（老人居宅生活支援事業を行う者をいう。以下同じ。）法第11条第1項の規定により入所を委託する老人ホーム（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更を含む。以下同じ。）） 措置変更通知書（別記様式第6号）
- (3) 入所措置等の廃止 措置廃止通知書（別記様式第7号）
（養護受託申出書等）

第5条 規則第1条の7の規定による申出は、養護受託申出書（別記様式第8号）によらなければならない。

- 2 部長は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、養護受託者とすることを適当と認めた者については養護受託申出書受理簿兼登録簿に登録し、養護受託者決定通知書（別記様式第9号）により、養護受託者として不適当と認めた者については養護受託申出却下通知書（別記様式第10号）により、それぞれ当該申出をした者に対し通知しなければならない。
- 3 養護受託者は、第1項の申出の内容に変更があったときは、養護受託者登録内容変更申出書（別記様式第11号）により部長に申し出るものとする。
- 4 部長は、前項の申出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、養護受託申出書受理簿兼登録簿及び養護受託者台帳の登録内容を訂正し、養護受託者登録内容変更決定通知書（別記様式第12号）により、当該養護受託者に対し通知するものとする。
- 5 養護受託者は、養護受託を廃止するときは、養護受託廃止申出書（別記様式第13号）により部長に申し出なければならない。
- 6 部長は、前項の申出があったとき又は養護受託者として不適当と認めた者

があるときは、養護受託者取消通知書（別記様式第 1 4 号）により当該養護受託者に対し通知するものとする。

（措置受託依頼書等）

第 6 条 部長は、入所措置等を開始するときは、入所措置等の内容に応じ、老人居宅生活支援事業者若しくは老人ホームの長又は養護受託者（以下「施設長等」という。）に対し、措置受託依頼書（別記様式第 1 5 号）により依頼するものとする。

2 前項の規定により入所の依頼を受けた施設長等は、措置受諾（不承諾）書により入所を実施する旨又はこれを行うことができない旨を部長に回答しなければならない。

3 部長は、入所措置等を解除するときは、施設長等に対し、措置解除通知書（別記様式第 1 6 号）により通知するものとする。

4 前 3 項の規定は、入所措置等の変更を行う場合について準用する。

（葬祭依頼書等）

第 7 条 部長は、法第 1 1 条第 2 項の規定により老人ホーム又は養護受託者にその葬祭を委託するときは、葬祭依頼書（別記様式第 1 7 号）により施設長等に対し依頼するものとする。

2 前項の規定によって葬祭の依頼を受けた施設長等は、葬祭受諾（不承諾）書により葬祭を実施する旨、又はこれを行うことができない旨を部長に回答しなければならない。

（措置費請求書等）

第 8 条 施設長等は、毎月分の措置費を措置費請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査し、速やかに措置費を施

設長等に交付しなければならない。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。